

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年7月12日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
<p>指導注意事項</p> <p>ア 収入について</p> <p>(ア) 郵便為替による教育職員免許授与等手数料の収納手続に不備があったので、適正に行う必要がある。(義務教育課)</p> <p>(イ) 施設利用に係る収入について、出納員が現金納付した納付書の科目及び金額に誤りがあり、その結果、使用料が未収となり、雑入に過納金が生じているので、適正に修正する必要がある。(五色台少年自然センター)</p> <p>イ 給与・旅費等の支給について</p> <p>(ア) 実習助手等の採用に当たり、給与の号給決定に誤りがあり、過年度の返納が生じていた。(総務課・高校教育課)</p> <p>(イ) 主任手当について、支給誤りがあるので返納させる必要がある。(香川中央高等学校)</p> <p>(ウ) 時間講師勤務に係る報酬について、通勤距離による報酬加算額が1日分多く支給されていたので、返納する必要がある。(多度津高等学校)</p> <p>(エ) 臨時職員の賃金について、支給誤りがあるので追給する必要がある。(聾学校)</p> <p>(オ) 県外旅費について、変更手続きができていないため、支給漏れがあったので、追給する必要がある。(丸亀城西高等学校)</p> <p>ウ 支出事務について</p> <p>(ア) 学校支援アドバイザー謝金の前渡金の</p>	<p>今後、指摘事項に留意のうえ、郵便為替による収納事務の適正実施に努める。</p> <p>直ちに正当科目へ収納訂正した。</p> <p>号給決定については、関係部署間で更に連携し、十分注意していくこととした。</p> <p>平成23年1月給料支給時に正当額との差額を返納させた。</p> <p>平成23年2月分の報酬支払時に精算した。</p> <p>平成23年1月支給の賃金で不足額を追給した。</p> <p>平成22年12月20日付けで変更手続きをし、平成23年1月7日に追給した。</p> <p>直ちに正しい精算書を用いて</p>

	<p>精算について、精算書の作成に不備があった。(東部教育事務所)</p> <p>(イ) 保健室常備薬品の購入に当たり、養護教諭から提出された購入伺より多くの医薬品を購入していた。てん末を記載するとともに物品購入伺の変更をしておく必要がある。(津田高等学校)</p> <p>(ウ) 燃料代について、支払先を誤って支払っていたものや、消耗品について、私会計(学校徴収金)の債務を誤って公会計(県費)で支払っていたもの(いずれも戻入済み)があった。(坂出工業高等学校)</p> <p>(エ) 物品購入について、検収が不十分のため二重払いしていたもの(戻入済み)があった。(香川東部養護学校)</p> <p>エ 契約について</p> <p>(ア) 消防用設備保守点検業務委託について、成果報告書に提出先の名称・提出者の名称・提出年月日が記載されていないとともに、その履行確認が行われていなかった。(小豆島高等学校・香川東部養護学校)</p> <p>(イ) 物品の購入について、物品購入伺を作成していないものがあった。また、3万円を超える契約について、1者からの見積書徴収で足りる理由を付記していないものがあった。(高松工芸高等学校)</p> <p>(ウ) A重油単価契約に係る入札について、競争性の確保の観点から入札方法を改善する必要がある。(屋島少年自然の家)</p> <p>オ 物品について</p> <p>(ア) 学校に寄贈された美術品について、寄附採納の手続きができておらず、占有美術品として管理していた。(高松工芸高等学校)</p> <p>(イ) 貸付物品について、指定管理者に貸付物品一覧表と照合させ、毎年度1回以上管理状況を報告させていないものがあった。(保健体育課)</p>	<p>精算を行った。</p> <p>直ちに物品購入伺にてん末を記載し、数量の変更を行った。今後は見積依頼・発注の際に、数量等に誤りが生じないように十分注意する。</p> <p>いずれも平成21年度中に戻入している。今後は、支払誤りがないよう徹底したい。</p> <p>今後、検収をより十分に行い、二重払いとならないよう徹底する。</p> <p>提出先の名称・提出年月日を記載した成果報告書を提出させた。今後、履行確認に漏れがないよう徹底したい。</p> <p>今後、購入伺を添付する。また、2者以上の見積徴収をしない場合には必ず理由を記載する。</p> <p>平成23年度の入札方法を、指名競争入札から一般競争入札へ改善した。</p> <p>寄贈物品として備品管理手続を済ませた。</p> <p>対応ができていない指定管理者に対して、貸付物品の管理状況について、毎年度1回以上報告するよう直ちに指示を行った。</p>
--	---	--

検討指示事項	生産品の売払収入について、県への収入方法を検討する必要がある。(高校教育課・高松工芸高等学校)	授業(実習)で利用する原材料は、全額県費で購入するとともに、その生産品の売払収入については、全額県費に受け入れることとする。
--------	---	--